

広島市安佐北多目的交流広場

店舗用施設 出店者(使用予定者)募集要項

はじめに

店舗用施設の設置目的及び出店者の募集について

安佐北多目的交流広場は、安佐北区可部南二丁目の安佐市民病院跡地を活用し、若者を中心とした多世代が集い、交流し、活動できる場として令和 7 年 10 月にオープン予定の広場です。

この広場には、利用者の利便性の向上を図るとともに、広場のにぎわい創出の核となる施設として、飲食店等での運用を想定した店舗用施設を 2 店舗整備することとしています。

この度、広場のオープンに併せて、店舗用施設の出店希望者を広く募集します。店舗用施設は、これから広島市での本格的な創業を検討している方が、試験的に運営できるチャレンジショップとして使用していただくことも可能です。

個人、法人を問わず出店することができますので、奮って御応募ください。

注意事項

- ※ 実現性や事業効果、公益性の観点から評価を行い、最も評価点が高い方から順に、施設での出店を予定する方(使用予定者)として選定します。
- ※ チャレンジショップとしての使用を申し込まれる場合には、対象要件や使用期間、この募集における評価方法などの扱いが通常の使用の申込みの場合と異なります。
- ※ 申込みに当たっては、この募集要項をよくお読みいただき、申込要件などをよくお確かめの上で申し込んでください。

申込書類提出期限

令和 7 年 7 月 11 日(金)

問い合わせ先・申込書類の提出先

【事務局】

広島市安佐北多目的交流広場指定管理者〔株式会社タマダ〕

〒731-0221 広島市安佐北区可部五丁目 13 番 7 号

TEL: 080-6563-3484

FAX: 082-812-2196

E-mail: t-shisetsu@tamada-gr.jp

電話対応時間: 10 時~17 時
(土日祝日を除く。)

《 目 次 》

Ⅰ	安佐北多目的交流広場について.....	1
2	店舗用施設〔出店募集対象施設〕の概要.....	2
3	募集概要.....	3
	（1）申込みの区分.....	3
	（2）申込み区分別の募集内容.....	3
4	申込みの要件.....	4
	（1）基本的事項.....	4
	（2）申込者に係る要件.....	4
	（3）申込み内容に係る要件.....	5
5	施設の使用に当たっての注意事項.....	5
6	募集から出店開始までのスケジュール.....	6
7	申込書類・提出方法.....	6
	（1）申込書類.....	6
	（2）提出方法.....	7
8	審査及び選定.....	7
	（1）審査方法.....	7
	（2）使用許可の手続き.....	8
	（3）選定の取消し.....	8
9	その他留意事項.....	8
	（1）出店準備.....	8
	（2）安佐北多目的交流広場の管理・利用促進への協力.....	9
	（3）申込書類に係る扱い.....	9
10	問い合わせ先・申込み先【事務局】.....	9
11	広島市担当部署.....	9

別紙 店舗用施設使用予定者の評価基準

I 安佐北多目的交流広場について

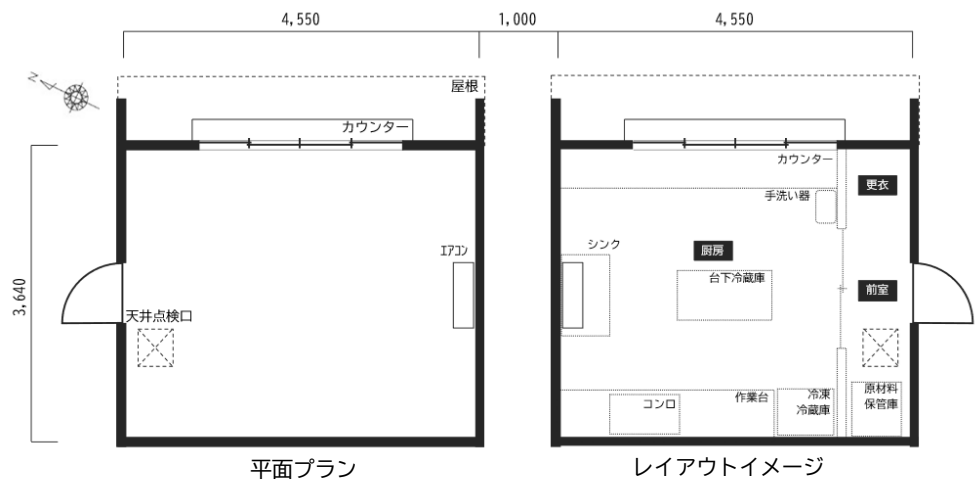
設置経緯等	広島市は、旧安佐市民病院の移転・建替えにより生じた跡地について、地域の魅力を一層向上させ、地域が今以上に元気になるようにその活用を図っていくこととしており、地域の代表者を委員とする安佐市民病院跡地活用検討協議会からの報告を受け広島市が策定した「安佐市民病院跡地の活用方針」、並びに、前述の協議会の後身に当たる安佐市民病院跡地活用推進協議会での議論等を踏まえ、この跡地に整備する具体的な機能や施設等を検討してきました。 安佐北多目的交流広場は、こうした検討を経て設定した“若者や子育て世代を中心に広域から多世代が集い憩える交流の場”というこの跡地全体のコンセプトに基づき、大型遊具や屋外ステージ、店舗用施設などを備えた広場として整備され、令和7年10月にオープンする施設です。 【参考】 安佐市民病院跡地内の他の施設 ■安佐医師会病院等合築施設 ・安佐医師会病院 ・可部夜間急病センター ・北部在宅医療・介護連携支援センター ・安佐准看護学院 ・子育て支援施設(公募型常設オープンスペース) ・安佐北コミュニティセンター (レクリエーション、公演などが開催可能なホールを備えた公共施設) ■学校給食センター〔令和8年1月オープン予定〕 (デッキテラス等休憩スペース、研修室、キッチンスタジオなど、外部の方も利用できる諸室等も備える予定) ■認定こども園〔令和8年4月開園予定〕
所在地	広島市安佐北区可部南二丁目1719番地1
敷地面積	5,092.46 m ²
設備等	屋外ステージ、店舗用施設(2棟)、公衆トイレ、各種遊具、キッチンカースペース等
駐車場・駐輪場	○駐車場 33台(思いやり駐車場3台を含む。) ○駐輪場 50 台分
鳥瞰図 (イメージパース)	

配置図	
位置図・アクセス	○電車 JR 可部線「中島駅」より徒歩約 10 分 ○バス 広島交通バス「可部南五丁目」より徒歩約 1 分 広島交通バス・広島電鉄バス「広島文教大学入口」より徒歩約 5 分

2 店舗用施設〔出店募集対象施設〕の概要

建物構造等	木造平屋建 2棟（1棟につき1者が使用）
設備等	照明設備、コンセント、エアコン ※その他、必要な設備については使用者が自ら調達・設置
外観 (イメージパース)	

店舗平面プラン・レイアウトイメージ



- 延床面積 1棟 16.56 m² (2棟は左右対称であり、面積等は同一です。)
- カウンター対面式 (建物内に一般客が入ることを想定しない構造)
- 従業員用トイレは広場内の公衆トイレを使用 (公衆トイレは車椅子使用者対応トイレなどを備えており、広場の指定管理者が定期的に清掃します。)
- 内装について、床は土間基礎が露出した状態であり、床仕上げや下地はありません。天井や壁の仕上げは行っていますが、間仕切り壁はありません。
- 上水及び下水の配管は内部引込まで行っています。

3 募集概要

(1) 申込みの区分

一般使用とチャレンジショップ使用の 2 つの申込区分を設けます。

一般使用	○一般的な店舗として使用する場合はの申込区分です。 ○チャレンジショップ使用と比べ使用可能期間を長く設定しています。
チャレンジショップ使用	○過去に実店舗での出店経験がなく、広島市内での本格的な創業を目指す方が試験的に店舗運営を行おうとする場合の申込区分です。 ○安佐北多目的交流広場の賑わいの創出に加え、広島市の産業の振興を図ることを目的とした区分となりますので、施設の使用期間終了後、引き続いて広島市内で本格出店をする意欲のある方が対象となります。 ○一般使用と比べ、利用料金を安価に設定していますが、使用可能期間は最長 1 年とします。また、広島市の創業支援施策に活用するためのアンケート調査への協力や運営状況の報告等を求めます。

(2) 申込み区分別の募集内容

項 目	一般使用	チャレンジショップ使用
募集者数	2 者 (※一般使用とチャレンジショップ使用の申込区分に関係なく出店者の合計数)	
施設の利用料金	月額 30,000 円 (日割適用あり)	月額 20,000 円 (日割適用あり)
その他出店費用	○光熱水費 (水道・ガスは使用者が契約。電気は広場の指定管理者が契約し、店舗の使用量に応じて使用者が負担)	

	○ごみ処理費用 ○必要設備等の調達・設置に係る費用 ○使用期間前に開店準備を行う場合の施設使用料(広島市へ目的外使用料を納付。詳しくは、「10(1)出店準備」を確認してください。)	
開店日	令和 7 年 10 月 1 日に開店を行うこと。なお選定された後、やむを得ない事由により 10 月 1 日に開店することが困難となった場合は、指定管理者(公募の事務局)と協議を行うこと。 また、安佐北多目的交流広場のオープニングセレモニーの開催を令和 7 年 9 月 28 日に予定しており、店舗用施設の当日の営業について出店者の選定後に調整を行う予定である。	
使用可能期間	令和 7 年 10 月 1 日 ～令和 12 年 9 月 30 日 (最長 5 年)	令和 7 年 10 月 1 日 ～令和 8 年 9 月 30 日 (最長 1 年)
営業可能日時	○営業日・休業日 使用期間中に営業ができないとする日、休業をすべきとする日はありません。 ○営業可能な時間帯 9 時～21 時 (※営業日時は使用者が任意に設定できますが、年末年始を除く祝休日を営業日とするとともに、週 5 日、1 日 6 時間以上運営することとしている計画を審査において評価します。)	

4 申込みの要件

(1) 基本的事項

- 施設は申込者が自ら使用しなければなりません。
 (シェアキッチンとして使用する場合には、事業計画に使用者、使用内容を全て記載して申込みをしてもらう必要があります。不特定の者に貸出しを行う形態での運用はできません。)
- 同一の方が複数件数、複数区分で申込みを行うことはできません(1者につき1件まで)。

(2) 申込者に係る要件

申込者は次のア～オ(※チャレンジショップ使用の場合にはア～ク)の全ての要件を満たしている必要があります。

○全ての申込者が満たすべき要件

- ア) 広島市内に住所又は事務所若しくは事業所を有すること。
- イ) 広島市の個人市民税又は法人市民税を滞納していないこと。
- ウ) 店舗を運営するために最低限必要となる意思決定能力や資力を有していること。
 (成年後見制度により意思決定支援を受けている方、未成年者(法定代理人の同意を得られていない場合)、破産者等ではないこと)
- エ) 店舗運営にあたって必要な資格を有している又は開店までに取得見込みであること。
 (外国籍の方の在留資格等を含む)
- オ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員又は暴力団でないこと。

- カ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(風営法)第二条に規定する業務を営む者でないこと。

○申込区分がチャレンジショップ使用の場合に追加で満たすべき要件

- キ) 申込み時点で事業を営んでいないこと又は事業開始後3年未満の中小企業者であること。
- ク) 過去に実店舗(キッチンカーは含まない)での出店経験がなく、施設の使用期間終了後、引き続いて広島市内で本格出店をする意欲を有していること。

(3) 申込み内容に係る要件

申込み内容(事業計画)は次のア〜カ(※チャレンジショップ使用の場合にはア〜キ)の全ての要件を満たしている必要があります。

○全ての事業計画において満たすべき要件

- ア) 安佐北多目的交流広場の利便性向上に資する内容であること
- イ) 安佐北多目的交流広場の魅力向上に資する内容であること
- ウ) 食品衛生法等関係法令に違反又は違反のおそれがある内容となっていないこと。
- エ) 事業実施に必要な許認可を取得している又は開店までに取得見込みであること。
- オ) 施設若しくは設備を損傷し、又は広場の利用者等に危害を与えるような内容となっていないこと。
- カ) 暴力団の威力の誇示若しくは組織の維持につながり、又はその使用により得た収益が暴力団の活動の資金となる等暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利することとなる内容となっていないこと。

○申込区分がチャレンジショップ使用の場合に追加で満たすべき要件

- キ) フランチャイズチェーンや事業承継等による開業であるなど、既に実績を有している事業による出店ではないこと。

5 施設の使用に当たっての注意事項

施設の使用に当たっての主な注意事項は次のとおりです。

- 施設の使用の権利を譲渡し、転貸することはできません(施設は申込者が自ら使用する必要があります)。
- 酒類の提供や購入した商品に附随するごみの扱いなどについて、広場や周辺施設等の環境へ影響が出ないように各種の調整をさせてもらうことがあります。
- 施設の使用に当たっては、必要な注意を払い、正常な状態で維持してもらう必要があります。
(清掃を怠った等、不適切な管理により生じた損害については、使用者の負担により修繕等を行ってもらいます。)
- 使用期間の満了や使用許可の取消し等により使用を終了する場合には、原状に回復して返還してもらう必要があります。
(内装などを改装していた場合において、次期出店者の意向なども確認の上、原状回復は不要と指定管理者及び広島市が判断した場合はこれによらない場合があります。)
- 広島市安佐北多目的交流広場条例及び広島市安佐北多目的交流広場条例施行規則、その他関係法令に規定される事項を遵守しなければなりません。
- 使用許可申請の内容に虚偽があることが発覚した場合や、使用許可に当たっての条件等に違反した

場合などには、使用許可を取り消し、施設の明渡しを請求することがあります。

6 募集から出店開始までのスケジュール

申込受付期間	令和7年5月13日(火)～ 7月11日(金)
書類審査・面接審査	令和7年7月中旬～下旬
選定結果の通知	令和7年7月下旬頃
出店に係る協議・調整	令和7年8月上旬～8月下旬 ※出店準備(現地作業)に係る目的外使用許可の手続き期間を含む
出店準備(現地作業)	令和7年9月上旬～9月下旬
使用許可の手続き	～令和7年9月中旬
出店開始	令和7年10月1日

※一般使用とチャレンジショップ使用のどちらの区分で申込みを行う場合でもスケジュールは共通です。

7 申込書類・提出方法

(1) 申込書類

申込みには次の書類を提出してください。なお、個人と法人の別に応じて添付書類が異なりますので注意してください。

全ての申込者が提出する書類	ア) 提出書類チェックシート イ) 店舗用施設出店申込書 (様式1) ウ) 事業計画書 (様式2) エ) 収支計画書 (様式3) オ) 誓約書 (様式4) 【申込み様式(ア～オ)の入手方法】 以下のホームページからダウンロード 事務局 URL: https://tamada-gr.jp/ 広島市 URL: https://www.city.hiroshima.lg.jp/living/community/1021315/1026262/1026270/1038855.html (どちらの URL のファイルも内容は同じものです。)
申込者が個人の場合に必要な添付書類	○申込者本人の住民票の写し (発行後3か月以内であって、本籍又は国籍の記載があるもの。外国籍の方にあつては、在留資格・在留期間等の記載があるもの) ○市民税の納税証明書 (発行後3か月以内のもの) ○事務所又は事業所が広島市内にあることを確認できる書類 «※住所が広島市外の場合のみ» (営業許可書など)

申込者が法人の場合に必要な添付書類	○登記事項証明書 （発行後3か月以内のもの。履歴事項全部証明書で可） ○法人市民税の納税証明書 （発行後3か月以内のもの） ○法人市民税申告事項等証明書 ※本店所在地が広島市外の場合のみ（発行後3か月以内のもの）
-------------------	---

※シェアキッチンとして使用する場合等、複数者が使用しようとする申込みの場合などには、代表者名で申込み書類を作成し、添付書類については、各構成者全員のものを添付してください。

(2) 提出方法

申込みは以下のいずれかの方法により、「10 問い合わせ・申込み先」に記載の事務局宛に行ってください。

郵送	簡易書留等の記録の残る方法で提出してください。 ※封筒へ「申込書類在中」と明記してください。 ※書類の不備、不足、記載内容の確認事項などがあった場合に、電子メール又は電話で連絡をさせてもらう場合があります。
持参	事前に次の予約受付期間内に電話により来社日時を予約してください。 ・予約受付期間: 令和 7 年 7 月 1 日(火)～7 月 11 日(金) ・予約受付日時: 各日 10 時～17 時まで （土日祝日及び各日 12 時～13 時を除く。最終日 7 月 11 日は 12 時まで） ※来社日時については、事務局担当者の対応可能日時で調整させていただきますので、予約受付期間にかかわらず、日程に余裕をもって連絡をしてもらうように協力をお願いします。
【共通】提出期限	令和 7 年 7 月 11 日(金) 必着

8 審査及び選定

(1) 審査方法

書面審査(1次審査)及び面接審査(2次審査)により評価を行い、評価点が高かった順に2者を、施設での出店を予定する者(使用予定者)として選定します。

なお、選定されなかった者のうち、評価点の高い順に第3順位から第6順位までの者を補欠とし、使用予定者が選定後において辞退をし、又は選定を取消された場合には評価点の高い順に使用予定者として繰り上げます。

(評価点が同点の者がいた場合には、事務局による抽選により順位を決定します。)

書面審査 (1次審査)	○申込書類の内容について、評価基準に基づき審査を行います。 ○申込者が10者を超える場合、面接審査は、書面審査の時点で評価点が高い10者を選定した上で行います。 ○書面審査の結果は、申込者全員に通知します。
面接審査 (2次審査)	○申込書類を基に、プレゼンテーション、質疑応答を行ってまいります。 ○面接は、令和 7 年 7 月中旬～下旬を予定しています。日程、場所等が決まり次第通知します。

使用予定者の 選定結果の通 知・公表	○面接を受けられた申込者に対して、令和 7 年 7 月下旬頃に最終の審査結果を通知します。 ○審査結果のうち、申込者数や申込者別の評価点等については、公募ホームページ上において公表する予定としています。（申込者名など、個人を特定する内容は公表しません。）
評価基準	○実現性、事業効果、公益性の項目で評価を行います。 ※評価基準の細目、配点等の詳細については別紙「店舗用施設使用予定者の評価基準」とおりです。
審査対象から の除外	次の要件に該当した場合は、審査の対象外とします。 ア) 申込書類に虚偽の記載があった場合 イ) 募集要項に違反し、又は著しく逸脱した場合 ウ) 提出期限を経過して申込書類が提出された場合 エ) その他不正行為があった場合

(2) 使用許可の手続き

使用予定者として選定された後に、必要な資格、許認可等の取得見込みや物品搬入・改装などの開設準備に係る事項や使用開始後の各種調整事項など、詳細な項目について確認・協議を行い、使用開始の見込みが立ち次第、施設の使用許可の申請を行ってまいります。

(3) 選定の取消し

選定後において、申込要件を満たしていないことや、申込み内容に虚偽があること、その他選定審査対象外となる事項に該当することが判明した場合には、選定を取消します。

9 その他留意事項

(1) 出店準備

出店のための各種準備については、使用予定者としての選定通知を受けた後に開始することができますが、以下に留意の上で行ってください。

- 内装工事及び物品の搬入等準備の内容や、準備スケジュール等について、必ず事前に事務局と協議・調整を行った上で、準備を進めてください。
- 出店に当たり必要となる資格、許認可等の取得状況について事務局と共有し、使用許可申請を行うまでに資格等を証明する書類の写しを事務局へ提出してください。
- 開店準備のための作業で施設を使用する場合も、許可を受け実施する必要があります。

現地作業日	手続きの種類	申請先	使用料
～令和 7 年 9 月 30 日	目的外使用許可申請	広島市 (地域活性推進課)	1日につき概ね 1,300 円 (※広場の最終的な工費に応じて変動します。)

(2) 安佐北多目的交流広場の管理・利用促進への協力

広場の管理、利用促進のために指定管理者が行う活動への各種協力をお願いします。

【想定される活動の例】

- ごみの処理方法など、広場の利用ルールの周知
- 広場のホームページにおける店舗紹介ページ作成のための取材協力
- 指定管理者が主催するイベントへの参加・協力 など

(3) 申込書類に係る扱い

- 申込書類の著作権は申込者に帰属します。ただし、使用予定者の選定の公表等に必要な場合には、事務局は申込書類の著作権を無償で使用できるものとします。
※使用に当たっては、個人や事業者が特定できない内容で使用するなど、個人情報等に配慮し、適正に扱います。
- 申込者が申込みに当たって、特許権、実用新案権その他法令に基づいて保護されている権利を侵害し、第三者に損害を与えたときは、その責任の一切を申込者が負うこととします。

10 問い合わせ先・申込み先【事務局】

募集要項に関する質問は、次の「問い合わせ先・申込み先」へ令和7年6月30日までに連絡ください。質問に対する回答については、個別に回答を行うほか、申込者全てに係る事項については公募ホームページへ掲載します。

(双方の誤解等が生じることを避けるため、可能な限り質問票様式へ記入の上、電子メールで提出いただくように御協力をお願いします(※件名に「募集要項に係る質問」と記載してください。))

■問い合わせ先・申込み先【事務局】

広島市安佐北多目的交流広場指定管理者〔株式会社タマダ〕
〒731-0221 広島市安佐北区可部五丁目13番7号
TEL: 080-6563-3484
FAX: 082-812-2196
E-mail: t-shisetsu@tamada-gr.jp

電話対応時間：10時～17時
(土日祝日を除く。)

11 広島市担当部署

募集要項に関する質問は、原則として前記10の事務局へお問い合わせください。

■広島市担当部署

広島市企画総務局地域活性化調整部地域活性推進課
〒730-8586 広島市中区国泰寺一丁目6番34号
TEL: 082-504-2837
FAX: 082-504-2029
E-mail: chiikikassei@city.hiroshima.lg.jp

店舗用施設使用予定者の評価基準

評価項目・配点

評 価 項 目		配 点
1 実現性	事業計画の内容が誇大なものとなっていないなど、実施可能な内容となっているか。	10
	設定する利用者層や目標と提供するサービスの内容の整合性がとれているか。	10
	継続的な運営が可能な収支計画となっているか。	10
	品質管理・衛生管理について適切な内容となっているか。	10
	事故・災害発生時等、緊急時の対応について適切な内容となっているか。	5
	小 計	45
2 事業効果	安佐北多目的交流広場の利便性と魅力向上に資する内容となっているか。	20
	利用者呼び込む話題性、独自性その他工夫があるか。	20
	小 計	40
3 公益性	安佐北多目的交流広場の設置目的に沿った運営内容となっているか。	5
	地元名産品の販売等、地域貢献の取組があるか。	5
	安佐北多目的交流広場及び周辺環境の維持などに配慮した運営計画となっているか。	5
	小 計	15
合 計		100

加 点 項 目	加 点
「4 申込みの要件」に定めるチャレンジショップ使用の場合の全ての要件を満たしていること。	10 点